

# 令和3年度 京都市立京都堀川音楽高等学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 総則

### (1) 定義

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」は以下のように定義されている。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。」

### (2) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

私たち教職員は、生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめはすべての生徒に関係する問題であるという認識を持ち、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよういじめ防止対策の取組を推進する。

### (2) 基本理念

すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができることは、生徒の基本的な権利である。どの生徒もいじめられず、いじめを行わず、そして、いじめを放置することのないよう全校をあげていじめ防止対策に取り組む。

## 2 いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 委員会名

いじめ防止対策委員会

### (2) 構成員

教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、保健主事、スクールカウンセラー

\*必要に応じて、学年部長、関係教職員が参加する。

### (3) 開催時期

定例会：前期・後期各2回開催。その他必要に応じて随時開催。

### (4) 委員会として取り組む内容

オリエンテーション等を通じて基本方針を生徒・保護者に周知する。すべての生徒の動向を把握し、必要に応じて組織的な対応をし、学校におけるいじめの防止や早期発見及びその対策の措置等を講ずる。また、いじめ防止のための研修会等を開催する。

### (5) 生徒・保護者への周知方法

生徒に対しては、ホームルームやアセンブリ、学校ホームページを通じて、保護者に対しては、学校ホームページを通じて周知する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ①学習環境の整備

授業等における生徒の言動を注意深く観察し、からかいや相手を傷つけるような発言、態度等があった場合は、遅滞なく指導し、皆が気持ちよく学校生活を送れるようにすることの大切さを啓発する。また、協働的な学習活動等において、生徒の人間関係上、グルーピングに配慮を要する場合は、適切に対処する。その他、様々な場面で気になることがあった場合は、その都度すみやかに情報共有を行い、個々の事象に応じて適切な対応をとる。

#### ②授業改善

各教科の取組を通して「人間としての在り方生き方」について考察を深めさせることが、いじめ防止に資することを踏まえ、校内公開授業や参観授業等に取り組むとともに授業内容の充実を図る。

#### ③道徳教育・体験活動

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や 地域や関連機関と連携した 体験活動等の充実を図る。

④授業等を通じた人権教育の充実

全ての科目において、また人権学習を通して人権意識の向上を目指し、いじめが大きな人権侵害に当たることを認識させる。

⑤生徒が自主的に行う活動

学校としていじめ防止に資するため、生徒が自主的に行う活動の支援を行う。

⑥HR活動や部活動、生徒自治会活動を通じて生徒同士の絆作りを推進する。

⑦生徒への働きかけ及び保護者への啓発

生徒・保護者に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

①情報の集約と共有

全教職員が普段から生徒の様子を見守り、心配な事柄を発見した場合は速やかに情報共有を行う。

②生徒に対する定期的な調査

毎年、「悩みアンケート」や「いじめに特化したアンケート」を実施し、いじめ防止等に必要な対応を行う。

(3) 教育相談の実施

生徒・保護者及び教職員からの相談を担当する分掌として「総務部」を設置している。

(4) その他

いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利、その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

(5) いじめが発生したときの措置 及び再発防止に向けた取組

①基本的な考え方

いじめの相談や通報があった場合には、速やかにいじめの事実の有無の確認を行い、いじめをやめさせる措置を講ずる。必要な場合は、関係機関との連携を密にして指導に取り組む。

②いじめが発覚したときの対応

生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係わるいじめの事実の有無の確認を行い、学校の設置者である教育委員会に報告する。そして、いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため、複数の教職員がスクールカウンセラーの協力の下、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援やいじめを行った生徒等に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。

<次ページフローチャート参照>

③インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、且つ効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を行う。

④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめが「解消している」状態については、謝罪を持って解消とし支援や見守りを終了するのではなく、  
①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月間やんでいること。②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。の2要件を満たしていることを確認するまで、必要な支援を継続する。

**いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応**

**前提となる基本事項**

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ防止対策委員会』

- 担任（担当者）と対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

**未然防止の取組**

- ・ 学習環境の整備
- ・ 道徳教育・人権教育の充実
- ・ 生徒同士の絆づくり
- ・ 授業改善
- ・ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

← 予防

**いじめの情報を把握**

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・ アンケート調査等の情報から 等

※その疑いがあるものを含む。以下同じ

← 見逃しのない観察

**組織（いじめ防止対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。**

【いじめ防止対策委員会で共有】

- まず、いじめ防止対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

← 手遅れのない対応

**管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。**

[認識の共有化・行動の一元化]

【生徒への指導・支援】

- いじめを受けた生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、相談所等と連携して対処。

← 心の通った指導

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

**「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施**

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
    - ①いじめに係わる行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
    - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※ 面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ防止対策委員会）で行う。

#### 4 教職員の資質向上

##### (1) 基本的な考え方

「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を進めるとともに、人権尊重の精神を育てるため教職員はたえず研修（自己研修、校内研修）に努め、資質向上を図る。

##### (2) 研修の時期・内容等

年度当初（方針等の確認）、職員会議における生徒指導連絡、前期末（前期まとめ）  
年度末（年間まとめ）

#### 5 重大事態への対処

##### (1) 基本的な考え方

次に掲げる重大事態に対処し、再発防止策を講ずる。

①いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企画した場合など）。

②いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査を着手）。

##### (2) 重大事態が発覚したときの対応

速やかに、当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、当該調査に係わる必要な情報を適切に提供する。

#### 6 保護者・地域、関係機関との連携

##### (1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめを克服することを目指して行う。

##### (2) 関係機関との連携の推進に向けて

設置者である教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告を行う。

令和3年度 いじめ防止の取組 年間計画（予定）

京都市立京都堀川音楽高等学校

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	・職員会議における生徒指導連絡 ・「学校いじめ防止基本方針」研修会	・アSEMBリ・オリエンテーションで、方針・委員会の紹介 ・必要に応じて教育相談, 個別面談等を随時実施 ・SCによる個人面談	新担任との教育相談	入学式後の保護者説明会にて
5	・職員会議における生徒指導連絡	・必要に応じて教育相談, 個別面談等を随時実施		PTA 総会・学年懇談会
6	・職員会議における生徒指導連絡	・必要に応じて教育相談, 個別面談等を随時実施 ・非行防止教室（いじめ・SNS・ネットに関する指導）	「いじめアンケート（記名）」の実施	
7	・いじめ防止対策委員会①（記名式アンケートについて） ・職員会議における生徒指導連絡	・必要に応じて教育相談, 個別面談等を随時実施	教育相談月間	保護者面談 「夏休み諸注意」配布
8		同上		
9	・職員会議における生徒指導連絡	同上		学校評価アンケートの実施
10	・職員会議における生徒指導連絡 ・いじめ防止対策委員会②（前期まとめ） ・学校評価アンケート結果の共有 ・いじめ防止対策研修会（前期）	同上		PTA 研修会にて

1 1	・職員会議における 生徒指導連絡	同上	「いじめアンケート (記名)」の実施	
1 2	・いじめ防止対策委員 会③(記名式アンケート について) ・職員会議における 生徒指導連絡	同上 ・全校人権学習	教育相談月間	
1	・職員会議における 生徒指導連絡	同上		
2	・職員会議における 生徒指導連絡 ・学校評価アンケート 結果の共有	同上		学校評価アンケート の実施
3	・職員会議における 生徒指導連絡 ・本プログラムの見直 しの実施 ・学校評価アンケート 結果の共有 ・いじめ防止対策委員 会④(年間のまとめ) ・いじめ防止対策研修 会(後期)	同上		必要に応じて学級 懇談会や保護者面 談等